# 【参考資料】

# ○美しい宮崎づくり推進条例

平成29年3月29日条例第23号

美しい宮崎づくり推進条例をここに公布する。

美しい宮崎づくり推進条例

前文

第1章 総則(第1条-第7条)

第2章 推進計画及び推進体制 (第8条・第9条)

第3章 美しい宮崎づくりを推進するための施策

第1節 地域の特性を生かした景観の保全及び創出 (第10条-第14条)

第2節 景観を資源として活用するための環境づくり(第15条-第19条)

第3節 公共事業に係る良好な景観の形成 (第20条)

第4節 美しい宮崎づくりを推進するための担い手の育成(第21条-第26条)

第4章 雑則 (第27条・第28条)

附則

私たちが暮らす宮崎県は、九州山地や霧島連山をはじめとする緑豊かな山々、それらを源とし 日向灘に注ぐ大淀川や五ヶ瀬川などの清らかな河川、日豊海岸から日南海岸に至る変化に富んだ 海岸線など、雄大で美しい自然に恵まれている。

また、古くから日本発祥にまつわる日向神話の舞台として知られ、各地に多くの伝説や史跡、 伝統文化を有している。

その中で先人たちは、温暖な気候風土に根ざした暮らしの積み重ねにより、のどかな里山や歴史的な趣のあるまちなみなど地域固有の景観を育むとともに、全国に先駆けて沿道修景美化条例を制定し、花と緑にあふれた沿道の景観づくりに取り組むなど、もてなしの心を持って景観を磨き上げてきた。

これらの美しい宮崎の景観は、私たちの地域に対する愛着と誇りを醸成するばかりでなく、宮崎を訪れる人々をも魅了してきたところである。

しかしながら、本格的な少子高齢化や人口減少の時代を迎え、地域の担い手不足から、人々によって守られてきた景観が損なわれようとしている。

その一方で、人々の豊かさに対する価値観の変化や環境意識の向上を背景に、地域の自然や歴史、文化と調和した潤いと安らぎのある暮らしへの関心が高まっている。また、旅行者のニーズの多様化や交流圏域の拡大に伴い、以前にも増して、国内外から訪れる人々を惹き付ける個性あふれる地域づくりが求められている。

このため、私たちは、地域にある身近な景観の価値を改めて認識し、県民共有の財産として美しい宮崎の景観を守り、創り出し、又は生かしていく取組をたゆまず推進していかなければならない。

ここに、県民一人ひとりの力を合わせて美しい宮崎づくりを進め、世界に誇ることのできる美 しい郷土を将来の世代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定する。

# 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、美しい宮崎づくりに関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民 及び事業者の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、 美しい宮崎づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の心豊かな暮らし及 び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。 (定義)

第2条 この条例において、「美しい宮崎づくり」とは、本県において、現にある良好な景観を保全すること、新たに良好な景観を創出すること又はこれらの景観を活用することにより魅力ある地域をつくることをいう。

#### (基本理念)

- 第3条 美しい宮崎づくりは、良好な景観が県民共有の財産であるとの認識の下、現在及び将来 にわたって、県民が良好な景観の恩恵を享受できるよう推進されなければならない。
- 2 美しい宮崎づくりは、地域の良好な景観が有する個性及び特色を伸長させるとともに、県民 の地域に対する愛着と誇りを醸成するよう推進されなければならない。
- 3 美しい宮崎づくりは、良好な景観が観光その他の地域間交流の促進に大きな役割を担うものであることに鑑み、訪れる人々に対するもてなしの心を持って推進されなければならない。
- 4 美しい宮崎づくりは、良好な景観の保全、創出又は活用に関し、理解を深めること、自ら行動すること、行動するものを支援すること等の多様な取組により推進されなければならない。
- 5 美しい宮崎づくりは、県、市町村、県民及び事業者の適切な役割分担及び相互の連携により 推進されなければならない。

(県の青務)

- 第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、美しい宮崎づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するものとする。
- 2 県は、広域行政を担う者として、市町村との適切な役割分担を踏まえつつ、市町村が実施する地域の特性を生かした美しい宮崎づくりに関する施策に協力し、及びこれを支援するものとする。
- 3 県は、美しい宮崎づくりに関する県民及び事業者の主体的かつ積極的な取組が促進されるよ う必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、美しい宮崎づくりに関する施策を効果的に推進するため、県、市町村、県民及び事業 者が相互に連携を図ることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、景観行政を主体的に担う者として、県との適切な役割 分担を踏まえつつ、県、県民及び事業者と連携し、地域の特性を生かした美しい宮崎づくりに 関する施策を推進するよう努めるものとする。

(県民の役割)

- 第6条 県民は、基本理念にのっとり、その日々の暮らしが地域の景観の形成に深い関わりを持つことを認識し、美しい宮崎づくりの重要な担い手として、自ら進んで美しい宮崎づくりに努めるとともに、地域社会の一員として、地域で行われる美しい宮崎づくりに関する取組に参加するよう努めるものとする。
- 2 県民は、県及び市町村が実施する美しい宮崎づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (事業者の役割)

- 第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動が地域の景観の形成に深い関わりを持つことを認識し、事業活動を行うに当たっては、周辺の景観に十分配慮するよう努めるとともに、地域社会の一員として、地域で行われる美しい宮崎づくりに関する取組に参加するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、県及び市町村が実施する美しい宮崎づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### 第2章 推進計画及び推進体制

(推進計画の策定等)

- 第8条 知事は、美しい宮崎づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、美しい 宮崎づくりの推進に関する計画(以下「推進計画」という。)を定めなければならない。
- 2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 美しい宮崎づくりの推進に関する施策の方向
  - (2) 美しい宮崎づくりの推進に関する施策の具体的な内容
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、美しい宮崎づくりの推進に必要な事項
- 3 知事は、推進計画を定めようとするときは、市町村並びに県民、事業者及びこれらの者が組織する団体(以下「県民等」という。)の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(推進体制の整備)

- 第9条 県は、美しい宮崎づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備 するものとする。
  - 第3章 美しい宮崎づくりを推進するための施策
    - 第1節 地域の特性を生かした景観の保全及び創出

(自然景観の保全及び創出)

第10条 県は、豊かな自然により生み出される景観が将来にわたって保全され、又は創出されるよう、市町村及び県民等と連携し、森林の保全又は整備、河川及び海岸等の水辺環境の保全又は整備、希少な野生動植物の生息又は生育環境の保護その他の必要な施策を推進するものとする。

(農山漁村景観の保全及び創出)

- 第11条 県は、農林水産業その他の地域に根ざした生業及び人々の生活により培われる農山漁村 景観が将来にわたって保全され、又は創出されるよう、市町村及び県民等と連携し、里山及び 里海の保全、耕作放棄地の再生利用、森林資源の循環利用その他の必要な施策を推進するもの とする。
- 2 県は、農林水産業の持続的な営みが農山漁村景観の保全及び創出に大きな役割を担うものであることに鑑み、市町村及び県民等と連携し、県内で生産された農林水産物の積極的な消費が促進されるよう必要な施策を推進するものとする。

(歴史的景観及び文化的景観の保全及び創出)

- 第12条 県は、歴史的な趣のある景観が将来にわたって保全され、又は創出されるよう、市町村 及び県民等と連携し、歴史的建造物の保存又は修復その他の必要な施策を推進するものとする
- 2 県は、民俗芸能、祭事、風習その他の伝統文化(以下「伝統文化」という。)により培われる景観が将来にわたって保全され、又は創出されるよう、市町村及び県民等と連携し、伝統文化の継承その他の必要な施策を推進するものとする。

(潤いと安らぎのあるまちなみ景観の保全及び創出)

第13条 県は、潤いと安らぎのあるまちなみ景観が将来にわたって保全され、又は創出されるよう、市町村及び県民等と連携し、緑化の推進、水辺環境の保全、建築物及び工作物の修景その他の必要な施策を推進するものとする。

(広域的景観の保全及び創出)

第14条 県は、市町村の区域を越えて広がる良好な景観が将来にわたって保全され、又は創出さ

れるよう、その景観を有する地域における景観形成の方針を示すとともに、市町村間の調整、 市町村に対する技術的な助言及び情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

第2節 景観を資源として活用するための環境づくり

(視点場の整備等)

第15条 県は、良好な景観が地域の資源として活用されるよう、市町村及び県民等と連携し、良好な景観を眺めることができる場所(以下「視点場」という。)の整備、視点場周辺の樹木等の伐採その他の必要な施策を推進するものとする。

(沿道、沿線等の整備等)

第16条 県は、道路及び鉄道が単に移動するための空間のみならず、視点場としても重要であることに鑑み、道路及び鉄道から見える良好な景観が地域の資源として活用されるよう、市町村及び県民等と連携し、沿道及び沿線並びにその周辺における花木類の植栽、樹木等の保護又は伐採その他の必要な施策を推進するものとする。

(もてなしとにぎわいの空間づくり等)

- 第17条 県は、県民はもとより国内外から訪れる人々がもてなしの心又はにぎわいを感じられるよう、市町村及び県民等と連携し、憩いの場又は交流の場となる空間づくりその他の必要な施策を推進するものとする。
- 2 県は、国内外から訪れる人々が地域の魅力を体感できるよう、市町村及び県民等と連携し、 地域の自然景観、農山漁村景観等を活用した多様な体験活動の機会及び県民との交流の機会の 提供その他の必要な施策を推進するものとする。

(景観阻害要因の改善)

第18条 県は、良好な景観が地域の資源として活用されるよう、市町村及び県民等と連携し、周囲の景観と調和しない工作物等の緑化による修景その他の必要な施策を推進するものとする。

(積極的な情報発信)

第19条 県は、観光その他の地域間交流を促進するため、市町村及び県民等と連携し、地域の良好な景観、その景観と共に営まれている人々の暮らしその他の美しい宮崎づくりに関する情報を国内外に向けて積極的に発信するものとする。

第3節 公共事業に係る良好な景観の形成

- 第20条 知事は、公共事業により整備される施設が周辺の景観に大きな影響を及ぼすことに鑑み、公共事業に係る良好な景観の形成のための指針(以下「公共事業景観形成指針」という。) を定めるものとする。
- 2 県は、公共事業景観形成指針にのっとり、公共事業を実施するものとする。
- 3 県は、県以外の公共事業を実施する者に対し、公共事業を行うに当たっては、公共事業景観 形成指針に配慮するよう求めるものとする。

第4節 美しい宮崎づくりを推進するための担い手の育成 (普及啓発等)

第21条 県は、美しい宮崎づくりに関する県民等の理解を深めるとともに、美しい宮崎づくりに 関する活動への県民等の参加が促進されるよう、市町村と連携し、普及啓発、情報の提供その 他の必要な施策を推進するものとする。

(人材の育成)

第22条 県は、将来の美しい宮崎づくりを担う人材を育成するため、市町村及び県民等と連携し、子どもたちに対する地域の自然、歴史、文化等の学習の機会の提供その他の必要な施策を推進するものとする。

2 県は、美しい宮崎づくりに関する実践的かつ専門的な知識を有する人材を育成するため、市町村及び県民等と連携し、講習会の開催、専門家の助言指導を受ける機会の提供その他の必要な施策を推進するものとする。

(美しい宮崎づくり活動団体の登録等)

第23条 県は、県民等による美しい宮崎づくりに関する活動を促進するため、良好な景観の形成に取り組む団体を美しい宮崎づくり活動団体(以下「活動団体」という。)として登録し、その活動に必要な情報の提供、広報活動への協力、活動団体間の交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

## (景観形成促進機構の指定等)

- 第24条 知事は、人材の育成その他の美しい宮崎づくりに関する施策を推進するため、市町村及 び県民等に対する専門的な知識を有する者の派遣、調査研究その他の良好な景観の形成に必要 な活動を行うことができる法人を景観形成促進機構(以下「機構」という。)として指定する ものとする。
- 2 県は、機構に対し、その活動に必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(美しい宮崎づくり推進強化月間)

第25条 県は、美しい宮崎づくりに関する県民等の理解を深めるとともに、美しい宮崎づくりに 関する活動への県民等の参加をより一層促進するため、毎年11月を美しい宮崎づくり推進強化 月間と定める。

(表彰)

第26条 知事は、美しい宮崎づくりに関し顕著な功績があったものに対し、表彰を行うものとする。

#### 第4章 雑則

(財政上の措置)

第27条 県は、美しい宮崎づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。